

川崎市ラグビースクールの親の会 会則

第1条 会の名称

この会は「川崎市ラグビースクール親の会」という。

第2条 目的

この会は川崎市ラグビースクール（以下「スクール」という）の発展のために協力、援助することを主とし、また会員相互の親睦、体力の向上を図ることを目的とする。

第3条 活動内容

この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. スクール主催の行事への参加
2. スクール指導員との連絡会の開催
3. 機関紙の発行
4. その他（オジンズ、レディースの活動など）

第4条 構成

この会はスクールに在籍する児童、生徒の父母等およびオジンズ、レディース参加者をもって会員とする。

第5条 会議

この会は次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

第6条 総会

1. 総会はスクール開校式、閉校式当日、および役員会が必要と認めたときに開催する。
2. 総会の決議事項は次の事項とする。
① 役員任免 ② 年度予算及び決算 ③ 会則の改正
3. 総会の議事は出席者の 2/3 以上をもって成立する。

第7条 役員

1. この会に次の役員を置く。
① 会長 1 名 ② 副会長 1 名 ③ 会計 2 名 ④ 学年幹事 17 名 ⑤ 事務局数名
2. 役員を選出は会員の互選により、原則として各学年 2 名とする。
3. 会長および副会長、その他役員は互選により選出する。
4. 会長は本会を代表し、事務を執行する。
5. 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の代理をすることができる。
6. 役員任期は一年とする、ただし、再任を妨げない。

第8条 役員会

1. 役員会は会長が必要と認めたとき、および役員発議により会長が認めたとき会長が召集する。
2. 役員会は予算案および決算案を作成する。
3. 役員会は役員 1/2 以上の出席により成立する。
4. 議事は出席者の 2/3 以上をもって成立する。

第9条 会計

1. この会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月に終わる。
2. 会の支出権者は会長とする。
3. 会費は、生徒(小学生以上)一人につき年間 5,000 円とし、兄弟姉妹の場合は二人目より一人につき 2,000 円とする。また、児童(未就学児)は一人につき年間 1000 円とする。
4. 会費は一括納入を原則とし、前後期に分割納入することができる。
5. 会費は一括納入、分割納入の前期分は4月開校時、後期は9月最初の練習日に納入を原則とする。
6. スクール期間中退会しても会費の返納はしない。

第10条 会員の加入、退会

スクール在籍の児童、生徒の父母は原則としてこの会に入会するものとする。退会は各学年の役員に口頭で申し出るものとする。

第11条 顧問

スクール指導員の数名をもって、役員会の決議に顧問を委嘱できる。

第12条 相談役

スクールに貢献したもののうち、役員会の決議により相談役を委嘱できる。

第13条 弔慰規定

スクール指導員に対する弔慰金は1件について、15,000 円とする。

附則

- 1.この会則は昭和 56 年 7 月 26 日より施行する。
2. 〃 昭和 56 年 12 月 20 日より改訂し施行する。
3. 〃 昭和 57 年 4 月 1 日 〃
4. 〃 昭和 58 年 4 月 1 日 〃
5. 〃 昭和 63 年 4 月 1 日 〃
6. 〃 平成 4 年 4 月 1 日 〃
7. 〃 平成 9 年 4 月 1 日 〃
8. 〃 平成 10 年 4 月 1 日 〃
9. 〃 平成 12 年 4 月 1 日 〃
10. 〃 平成 18 年 4 月 1 日 〃
11. 川崎市ラグビースクールの親の会会則 平成 30 年(2018 年)3 月改正(第 9 条 3. 児童の会費を人数に関わらず一律 1000 円に変更)